

# 国立大学法人佐賀大学の中期目標

中 期 目 標	
<b>(前文) 大学の基本的な目標</b>	
<p>佐賀大学は、総合大学として地域における高等教育の機会を保障することを使命とし、佐賀大学憲章に掲げている佐賀の自然・風土や独自の文化・伝統を背景に地域と共に未来に向けて発展し続ける大学（佐賀の大学）を理念とし、21世紀における知的基盤社会を支える豊かな教養と専門性を兼ね備えた市民を育成する。特に、教養教育を人間形成の中心的な役割を担う教育の根幹と位置づけ、学士課程から博士課程まで教養を体系的に身に付ける高等教育を目指す（教育先導大学）。</p> <p>第二期中期目標期間は、佐賀大学憲章に基づく「佐賀大学中長期ビジョン（2008～2015）」を指針として、以下の取り組みを基本的な目標として着実に実行する</p>	
<b>1 魅力ある大学づくりに向けて</b>	
<p>活気に満ちた魅力ある大学づくりを確かなものとするため、すべての構成員の英知を集めるとともに、人的資源を活かした大学の総合力を最大限に発揮できる大学づくりを目指す。</p>	
<b>2 学生の成長と未来を支える教育</b>	
<p>教育先導大学として佐賀大学独自の教養教育システムを創出し、際立つ個性と豊かな知性・感性を身に付け、現代社会の動向を的確に捉えてリーダーシップを発揮するプロフェッショナルを育成する。</p>	
<b>3 「明日の社会」を創造する研究</b>	
<p>各分野の基礎的・基盤的研究を礎にして、地域及び社会の要請や発展に貢献する特色ある研究を組織的に展開し、世界に発信していくことを目指す。</p>	
<b>4 地域・国際社会の発展を支える知的拠点として</b>	
<p>地域社会、国際社会の発展を「知」の発信と「人づくり」で支えていくための知的拠点の形成を目指す。</p>	
<b>◆ 中期目標の期間及び教育研究組織</b>	
<b>1 中期目標の期間</b>	2010（平成22）年4月～2016（平成28）年3月
<b>2 教育研究組織</b>	学部、研究科、共同利用・共同研究拠点については、別表1、別表2のとおり
<b>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</b>	
<b>1 教育に関する目標</b>	
<b>(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標</b>	
<b>学士課程教育の内容・成果に関する目標</b>	
1) 学士課程教育においては、新たな教養教育システムを創出し、豊かな教養を体系的に身に付け、各専門分野の学識に裏付けられた創造力、課題探求・解決能力を育成する。	

<p><u>大学院課程教育の内容・成果に関する目標</u></p> <p>1) 幅広く深い学識を涵養するとともに、最先端の研究成果を教授し、プロフェッショナルとしての学識を深める。</p> <p><u>入学者受け入れに関する目標</u></p> <p>1) 各教育課程の教育目的に沿った入学者受け入れの方針に従って入学者受け入れを行う。</p>
<p><b>(2) 教育の実施体制等に関する目標</b></p> <p><u>教養教育の実施体制に関する目標</u></p> <p>1) 本学独自の新たな教養教育を実施する体制を整備する。</p> <p><u>教職員の配置に関する目標</u></p> <p>1) 学士課程・大学院課程の教育目的に即して教職員を配置する。</p> <p><u>教育環境の整備に関する目標</u></p> <p>1) 目的をもって生き活きと学び行動する学生中心の大学づくりの観点から教育環境を整備する。</p> <p><u>教育の質の改善のためのシステムに関する目標</u></p> <p>1) 三つの方針（学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針）によって貫かれる教育方針に沿って、教育の質の改善のためのPDCAサイクル機能を強化する。</p>
<p><b>(3) 学生への支援に関する目標</b></p> <p>1) 目的をもって生き活きと学び行動する学生中心の大学づくりの観点から学生支援機能を充実する。</p>
<p><b>2 研究に関する目標</b></p> <p><b>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標</b></p> <p><u>目指すべき研究の水準</u></p> <p>1) 基礎的・基盤的研究を着実に推進していくことにより学術研究水準の向上を図り、本学が重点的に取り組む研究を組織的に展開し、国際的に高い研究水準を目指す。</p> <p><u>研究成果の地域・社会への還元に関する目標</u></p> <p>1) 地域・社会の発展に貢献する特色ある研究の成果を還元する。</p>
<p><b>(2) 研究実施体制等に関する目標</b></p> <p><u>研究の質の向上システムに関する目標</u></p> <p>1) 基礎的・基盤的研究及び重点領域研究の質の向上を図り、組織的に研究を推進するシステムを構築する。</p> <p><u>重点領域研究の推進体制に関する目標</u></p> <p>1) 重点領域研究を推進するための研究組織を整備する。</p> <p><u>研究環境の整備に関する目標</u></p> <p>1) 競争的研究環境の醸成と多様な研究者が活躍できる環境を整備し、研究全般の活性化</p>

を図る。
<b>3 その他の目標</b>
<b>(1) 地域を志向した教育・研究に関する目標</b>
1) 地域社会と連携し、全学的に地域を志向した教育・研究を推進する。
<b>(2) 社会との連携や社会貢献に関する目標</b>
1) 社会貢献に関する基本方針に基づき、教育研究の成果を効果的に社会に還元するとともに、シンクタンクとして地域社会の活性化に寄与する。
<b>(3) 国際化に関する目標</b>
1) アジアを中心としたこれまでの国際交流の実績を基礎にして国際化を推進し、教育研究水準を相互に高める。
<b>(4) 附属病院に関する目標</b>
<u>地域包括医療の拠点としての役割を發揮するための目標</u>
1) 地域包括医療の拠点としての役割・機能を踏まえて医療機関等との連携を推進し、地域医療の発展と地域住民の健康増進に寄与する。
<u>医療の質の向上に関する目標</u>
1) 安全で質の高い医療を提供する。
<u>臨床研究の推進に関する目標</u>
1) 臨床研究を推進し、医療技術の開発を進める。
<u>医療人育成に関する目標</u>
1) プロフェッショナルリズムの涵養により優れた医療人を育成する。
<u>病院運営に関する目標</u>
1) 健全で効率的な病院運営を推進する。
<b>(5) 附属学校に関する目標</b>
<u>教育活動や学校運営の改善に関する目標</u>
1) 附属学校園を大学・学部の教育研究活動の実践の場として活用し、教育委員会との連携の下、地域のモデル校として成果を地域に還元する。
<b>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標</b>
<b>1 組織運営の改善に関する目標</b>
<u>戦略的な組織マネジメントに関する目標</u>
1) 学長の強いリーダーシップの下で、中長期ビジョンの実現に向けて戦略性のある大学マネジメントを行う。
<u>教育研究組織編成の見直しに関する目標</u>
1) 中長期ビジョンに沿って目指すべき教育研究組織編成についての検討を進める。
<u>ステークホルダーの活用による大学運営の改善に関する目標</u>
1) ステークホルダーを大学の重要なパートナーとして大学運営の改善に活用する。

<b>2 事務等の効率化・合理化に関する目標</b>
1) 大学運営上の課題に柔軟に対応できる業務体制を整備するとともに、事務の合理化、効率化及び職員的能力開発を進める。
<b>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標</b>
<b>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標</b>
1) 大学の財政基盤を強化するため多様な自主財源を確保する。
<b>2 経費の抑制に関する目標</b>
<b>(1) 人件費の削減</b>
人件費の削減に関する目標
1) 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間において国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。
<b>(2) 人件費以外の経費の削減</b>
人件費以外の経費の削減に関する目標
1) 費用対効果を念頭においたコスト抑制を図る。
<b>3 資産の運用管理の改善に関する目標</b>
1) 資産の効率的な利活用を着実に進める。
<b>Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</b>
<b>1 評価の充実に関する目標</b>
1) 自己点検・評価を大学運営の質の向上に反映させる。
<b>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標</b>
1) 社会に開かれた大学として、その使命・目的を踏まえた諸活動に関する情報をわかりやすく提供・発信する。
<b>Ⅴ その他業務運営に関する重要目標</b>
<b>1 施設設備の整備・活用等に関する目標</b>
1) 大学の理念・目的に沿った快適な教育・研究及び診療環境の整備を図る。
<b>2 安全管理と環境に関する目標</b>
1) 安全と環境に配慮した取り組みを進める。
<b>3 情報基盤の強化に関する目標</b>
1) 教育・研究を支える安全で安定した情報基盤の強化を推進する。
<b>4 男女共同参画の推進に関する目標</b>
1) 男女共同参画の理念に基づく教育研究・職場環境を整備する。

<b>5 法令遵守に関する目標</b>
1)法令を遵守した適正な法人運営を行う。

別表1 (学部, 研究科等)

学 部	文化教育学部
	経済学部
	医学部
	理工学部
	農学部
研 究 科	教育学研究科
	経済学研究科
	医学系研究科
	工学系研究科
	農学研究科 (鹿児島大学大学院連合農学研究科参加校)

別表2 (共同利用・共同研究拠点)

海洋エネルギー研究センター
---------------